

ほけんだより

平成26年2月20日

入学説明会号

春日井市立大手小学校

1 基本的な生活習慣について

健康な体を作るために大切なことです。食事、睡眠、排便、歯みがきなどの生活習慣を身につけ、登校1時間前までには起きる習慣をつけましょう。

★ 朝 食

朝ご飯は、1日のエネルギーのもとです。しっかり食べることが大切です。栄養バランスのとれた食事は、体だけでなく心も育てます。



★ 睡 眠

高学年になるにつれて、寝る時刻が遅くなる傾向がみられます。生活リズムを整え、睡眠不足にならないようにしましょう。

★ 排 便

朝食後、排便する習慣をめざしましょう。

学校で腹痛を起こすことが減ります。



2 学校において予防すべき感染症について

集団生活ではいろいろな感染症にかかるおそれがあります。流行を防ぐためにも、体調がおかしいと思われたら、早めに医師の診察を受けられますようおすすめします。出席停止扱いとなる感染症もあります。その場合は、医師の許可が下りるまで登校できません。診断名を早めに連絡帳等で学校へお知らせください。

※ 出席停止となる主な病気：学校保健安全法により出席停止の基準が決められています。

インフルエンザ 百日ぜき 麻疹（はしか） 流行性耳下腺炎（おたふくかぜ）

風疹（3日ばしか） 水痘（水ぼうそう） 咽頭結膜熱（プール熱） 結核

その他の伝染病

（溶連菌感染症や手足口病など、条件によっては医師が流行の恐れがあると認める感染症）

3 毎日の健康観察について

お子さんの日頃の様子を観察し、変だと感じたら早めに医師にご相談ください。病気や問題の早期発見につながります。顔色や食欲、表情、声のトーン、発疹が出ていないかなど、家庭での毎日の健康観察をお願いします。

4 学校生活で起こったけがの医療費補助について

日本スポーツ振興センターへ加入していただいています。（加入同意書は4月に配布します。）
学校生活でけがをして医療機関にかかり、治療までの医療費の点数が500点以上の場合、請求手続きをすると、後日、同センターより給付金が支給されます。支給は口座振込となります。

手続きとして、学校から必要な書類（「医療等の状況・調剤報酬明細書」「承諾書兼口座振込依頼書」）をお渡しします。治療を受けた医療機関で、月ごとの証明を記入していただき、担任へ提出してください。翌月まで治療が続く場合は、担任へ書類の請求をしてください。

※ 子ども医療費受給者証が使われた場合は、いったん市が医療費を立て替え、後日、保護者様の申請に基づき、給付金が支払われる際に市が立て替えた医療費を差し引いた金額が口座へ振り込まれます。

